

都議会のあり方検討会への出席メモ

2022・1・28 吉田利宏

1 長期欠席者についての議員報酬の減額について

役務の対価としての議員報酬の減額は法的には可能と考える。

ただ、次の事項についての判断は議員報酬の日当制でも導入しない限り、現行法、現行条例から法的に導くことはできない。いずれも政策判断に属する事項といえる。

- ・ 都議会議員が役務として求められている活動の範囲
- ・ 議員報酬の減額発動要件（「会議等に参加する意思があってもできない場合」は除くことになるのか、客観的に会議等に参加していない事実をとらえて要件とするのか）
- ・ 議員報酬の減額率（ノーワーク・ノーペイの原則を貫いたとしても、役務として求められている活動の範囲が不明な以上、導くことは難しい。また、「勤務」実態に減額率を合わせてゆこうとすると「日当制」にたどり着く）
- ・ 期末手当の減額率（議員報酬の減額以上に政策判断的要素が強い。そもそも期末手当は条例制定で導入すべきものとされ、その際に、それぞれの議会でどのような性格を持たせた手当なのか議論すべきものとされている）

2 逮捕等による議員報酬の支給停止について

導入を検討するならば、あくまでも逮捕等による身体拘束により議員としての活動を行うことができないことに伴う停止として捉えることが重要であろう。無罪とされた場合などでは報酬等の停止が解除されることとなろうが、そのことが長期欠席者の報酬等の減額のしくみと別なものとして導入される理由であろう。

3 政策判断に当たり考慮すること

- ・ 議員の本会議などの出席義務

○地方自治法

第 137 条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

- ・ 大規模議会の議員の活動実態と歳費化をめぐる動き

○第 3 次都道府県議会制度調査会報告書 39 頁

改革 ⑰ 地方自治法第 203 条から「議会の議員」を削除し、新たに「公選職」にかかる条項を設けるとともに、議会の議員に対する「報酬」を「歳費」に改めよ